



近年、台風や大雨・大雪、地震などによる自然災害が毎年のように全国各地で発生しています。自然災害が発生した場合、それに便乗した悪質商法など、自然災害に関連した消費者トラブルが多く発生する傾向があります。

また、過去の災害を持ち出したり、将来の不安をあおったりして勧誘され、トラブルになるケースも見られます。

【事例1】

台風で傷んだ屋根を見て「今直さないと大変なことになる」と不安をあおられて、屋根修理工事を契約した。

(50歳代女性)



【事例2】

「県の防災部署から委託されている、点検に伺いたい」と電話があったが、県に確認したらそのような事実はなかった。

(80歳代女性)



【事例3】

先月の雪害により雨どいが壊れていると言われ、保険金の申請サポート契約をしたら、受け取った保険金の50%が取られることが分かった。

(80歳代男性)



トラブルに遭わないためのポイント

- 契約を迫られても、**その場では契約せず、比較検討する**
- 不安をあおる勧誘を受けた場合、**業者の話だけを信じず特に注意する**
- 契約する際は、**工期や費用を十分確認する**
- 訪問販売や電話勧誘販売で契約したら**クーリングオフ**ができる
- 「**保険を使って自己負担なく修理できる**」「**申請サポートする**」と勧誘されたら要注意

おかしい！ 困った！ と思ったら、早めに相談を！

- 不安に思った場合やトラブルになった場合には、早めに消費者センターにご相談ください。
- 公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターでも、住宅に関する様々な相談に対応しています。リフォームの見積書に関する相談についても、「住まいのダイヤル」にご相談ください。

※ 住まいのダイヤル: 「0570-016-100」または「03-3556-5147」

長崎市消費者センター（長崎市築町3番18号メルカつきまち4階）

相談専用電話 **829-1234** または 消費者ホットダイヤル **188**

時間 **10時～17時（土日祝も可）**